

## 理学療法士学科 学科細則

(目的)

### 第 1 条

この学科細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき教育効果を促進し社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

### 第 2 条

1. 進級できるものは、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない(学則第 10 条 2 項より)。
2. 学則 10 条に定める総授業科目とは、原則として単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 学期末試験の評価が不合格(59 点以下)の場合は再試験を行なう。再試験の評価が不合格(59 点以下)の場合には、当該科目の単位を取得することができない。
4. 最終的な進級判定は学則及び上記 1、2、3 項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置(留年)となる。

(臨床実習に関する方針)

### 第 3 条

1. 昼間部 2 年次、夜間部 3 年次の臨床実習 I の名称は、検査測定実習および評価実習とする。
2. 臨床実習 I に参加するものは、単位履修科目である「総合演習 II」の到達度の評定として行う客観的臨床能力試験(OSCE)、筆記試験(実力試験)などの総合試験に合格することを原則とする。
3. 最高学年の臨床実習への参加は、検査測定実習および評価実習に合格したものとする。
4. 臨床実習の成績は、実習指導者による行動目標の達成度評価票、実習生の出席状況、実習報告会の評価などによる総合評価とする。総合評価 60 点以上を合格とする。

(卒業判定に関する方針)

#### 第4条

1. 卒業できるものは、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない。なお卒業判定は、臨床実習および国家試験演習の結果を総合的に判断し、それらの単位を取得した者に対して卒業認定を行なう（学則第10条2項より）。
2. 国家試験演習の単位履修試験は、1月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。  
なお、試験得点率の60%以上を合格基準とする。  
国家試験演習の単位未履修の場合、卒業が見込めないため国家試験を受験できない。
3. 最終的な卒業判定は、学則および上記1、2項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

以上

#### 附則

この細則は、平成31年4月1日より実施する。